

## 議案第 16 号

### 美里町農業委員会委員の定数を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)第 8 条第 2 項の規定に基づき、美里町農業委員会委員(以下「委員」という。)の定数を定めるものとする。

(委員の定数)

第 2 条 委員の定数は、16 人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(美里町農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の廃止)

2 美里町農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例(平成 18 年美里町条例第 146 号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の規定は、この条例の施行の際現に在任する農業委員会委員が農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成 27 年法律第 63 号)附則第 29 条第 2 項の規定によりなお従前の例により在任するものとされる間は適用しない。

平成 29 年 8 月 28 日提出

美里町長 相 澤 清 一

理 由

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成 27 年法律第 63 号)が平成 27 年 9 月 4 日に公布され、平成 28 年 4 月 1 日から施行された。これにより農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号)が改正され、農業委員会委員の選出方法が公選制から市町村長が議会の同意を得て任命する方法に改められた。これに伴い、同法第 8 条第 2 項の規定により条例で農業委員会委員の定数を定めることとされたことから、美里町農業委員会委員の定数を定めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。